

○水戸市スポーツ推進審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第53号

改正 平成12年3月29日条例第32号

平成23年9月30日条例第32号

(題名改称)

平成27年3月24日条例第1号

水戸市スポーツ振興審議会条例(昭和37年水戸市条例第13号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、水戸市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例32・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第31条に規定するスポーツの推進に関する重要事項に関すること。
- (2) 法第35条に規定する補助金の交付に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(平23条例32・全改, 平27条例1・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(平23条例32・旧第4条繰上・一部改正, 平27条例1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平23条例32・旧第5条繰上・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例32・旧第6条繰上・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平23条例32・旧第7条繰上・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平23条例32・追加)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例1・一部改正)

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月29日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水戸市スポーツ振興審議会条例第4条の規定により任命されている委員は、この条例による改正後の水戸市スポーツ振興審議会条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、平成12年4月9日までとする。

付 則 (平成23年9月30日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。

付 則（平成27年 3月24日条例第 1号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は，平成27年 4月 1日から施行する。
（水戸市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の水戸市スポーツ推進審議会条例第 3条の規定により水戸市教育委員会から委嘱されている委員は，施行日に，同項の規定による改正後の水戸市スポーツ推進審議会条例第 3条の規定により市長から委嘱されたものとみなす。
- 6 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の任期は，水戸市スポーツ推進審議会条例第 4条の規定にかかわらず，平成28年 7月 3日までとする。